

ハラスメント 防止対策 セミナー

パワハラ
パワー・ハラスメント

アルハラ
アルコール・ハラスメント



あなたの

令和4年4月1日から施行されている「ハラスメント防止法」

会社はすでに対応できていますか？

コミュハラ
コミュニケーション・ハラスメント

リスハラ
リストラ・ハラスメント

モラハラ
モラル・ハラスメント

セクハラ
セクシャル・ハラスメント

パーハラ
パーソナル・ハラスメント

ジェンハラ
ジェンダー・ハラスメント

マタハラ
マタニティ・ハラスメント

セカハラ
セカンド・ハラスメント

レイハラ
レイシャル・ハラスメント



テーマ

ハラスメントに関する法律のポイントと対処法
～パワハラと指導の違い、従業員に問題があるとき～

「上司の言い方がきつくて若い従業員が何人も辞めた」
「すぐにパワハラと言われるので、何も注意できない」
「パワハラされたと言う従業員の態度にも問題がある」

いま事業主からこんな相談が増えています。

2022年4月1日から中小企業にもパワハラ防止法が適用されましたが、本セミナーでは、法律のポイントとともに、「なぜパワハラと言われるのか?」「指導や注意との違いは何か?」「問題社員にどう対応すればよいか?」「セクハラ・マタハラとは?」など、具体的な事例を挙げて対処法をわかりやすくお話しします。

講師

ハリマ経営総合事務所

代表 前川敏幸氏 (特定社会保険労務士)



宍粟市在住
兵庫県社会保険労務士会姫路支部長など歴任

「元気で明るい職場づくり」「魅力あふれる人づくり」をモットーに、人事評価、賃金制度、労働時間などに関するコンサルティングを通じて企業支援を行っています。また労働法や労使関係、ハラスメント対策などをテーマとした講演を全国各地で行っています。特に、企業内で起こる労使紛争や労務トラブルの予防、解決支援を得意とし、現在では約50社におよぶ企業の労務顧問を務めています。

参加費
無料

とき

令和4年

11/4 金

19:00~21:00

ところ

宍粟防災センター
4F 研修室

定員

30名 (先着順)

主催

宍粟市商工会
宍粟市商工会サービス事業部会



あなたの事業所で下記に該当することはありませんか？



- ハラスメントの対策をしていない（相談窓口の設置など）
- 感情的になって叱責することがある（する従業員がいる）
- 会社の忘年会や慰安旅行は原則全員強制である
- 従業員の身なりや容姿等について発言したことがある
- パワハラだと言われるのが怖くて注意するのに気が引ける
- 若い従業員からどんどん退職していく
- ハラスメントだという従業員の態度にも問題があると考えている
- 出産や介護のために休まれるのは避けたいと考えている

1つでも該当する方は、今回のセミナーを受講して一度考えてみませんか？

「ハラスメント防止法」は、令和4年4月1日から
中小企業にも適用されており、
対策が義務化されています!!



下記申込書にご記入の上、FAX 又は窓口でお申し込み下さい。

中央市商工会 本所 TEL.0790-62-2365 北部支所 TEL.0790-75-2180

✉ info@shiso.ne.jp

参加申込書 FAX.0790-62-4731

事業所名	フリガナ.....	事業所住所	フリガナ.....
			〒.....
参加者名	フリガナ.....	フリガナ.....	

※日中で連絡出来る電話番号を記載してください

電話番号

Tel.

申込期 10/25 火

※ご記入いただきました情報は、セミナー開催のために使用するもので、適切に取り扱いを行い、他の目的には使用いたしません。
※申込書を FAX 送信されましたら、その旨事務局までご連絡ください (1a.62-2365)